

金融審議会金融分科会第一部会報告

～ 我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて ～（平成19年12月）の概要

I. 取引所の機能の拡充・強化

1. 取引所における取扱商品の多様化

(1) E T F（上場投資信託）の多様化

ETFは、簡便かつ効果的な分散投資を可能とする投資手段
⇒ 多様なETFを組成できるよう制度的手当てを行い、株式・債券や金融デリバティブから商品デリバティブまで幅広い投資を可能に

(参考) E T Fの上場数

東証	大証	ニューヨーク証取	ロンドン証取	ドイツ証取
13	6	220	145	283

(2) 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

国際的には、取引所の資本提携を通じたグループ化等が進展
⇒ 取引所間のグループ化等を可能とし、株式・債券や金融デリバティブから商品デリバティブまで総合的で幅広い品揃えを可能に

- ・ 金融商品及び金融取引は金融商品取引法で規制し、商品デリバティブ取引は商品取引所法で規制するとの枠組みの下、取引所の資本提携等を通じた相互参入を可能に

2. プロに限定した取引の活発化

(1) 現行のプロ私募を活用した枠組み

現行のプロ私募制度（適格機関投資家が対象）やPTS（私設取引システム）制度を活用したプロ向け取引の活発化

(2) 取引参加者を特定投資家にまで拡大した枠組み

(1)に加え、取引参加者を特定投資家にまで拡大し、新たなプロ向けの取引所市場制度を創設

- ・ 現行の開示規制の適用はなし。企業内容等に関する年1回以上の情報提供を求め、具体的内容は取引所が自主的に決定
- ・ 一般投資家は特定投資家による運用（投資信託等）を通じて参加

II. 銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し

ファイアーウォール規制は、平成5年の業態別子会社方式による相互参入解禁時に導入。その後、必要に応じ緩和

- ① 利益相反による弊害や銀行等による優越的地位濫用の防止の実効性確保
- ② 顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請のため、新たな規制の枠組みを提供

- ・ 証券会社、銀行等に利益相反管理態勢の整備を義務付け
- ・ 銀行等の優越的地位を不当に利用した勧誘を禁止
- ・ 役職員の兼職規制を撤廃
- ・ 顧客に関する非公開情報の共有の制限を緩和

個人情報：オプトイン（事前同意）〔現状維持〕
法人情報：オプトイン（事前同意）⇒ オプトアウト（顧客が不同意の場合共有を制限）
内部管理目的での情報共有 ⇒ 当局承認は不要に

III. 課徴金制度の見直し

金融商品取引法上の課徴金制度は平成17年に導入
⇒ 2年余りの実績等を踏まえ、違法行為のより実効的な抑止をもたらすよう、見直し

- ・ 現行課徴金（下記）の金額水準を引上げ
 - ① インサイダー取引
 - ② 相場操縦
 - ③ 風説の流布・偽計
 - ④ 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載
- ・ 以下を新たに課徴金の対象に追加
 - ① 相場操縦のうち、相場変動型でない安定操作取引
 - ② 発行開示書類・継続開示書類の不提出
 - ③ 公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出
- ・ 課徴金の加算（例えば繰返しの場合）・減算（例えば早期自己発見の場合）制度の導入
- ・ 除斥期間の延長（現行3年→例えば5年） 等